

事務連絡
令和2年8月7日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

このことについて、令和2年8月4日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

国では、3月中旬以降、布製マスクを全ての対象施設に一律に配布してきましたが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、配布を希望する介護施設等に配布するとともに国で備蓄することとなりました。

布製マスクの配布を希望する介護施設等は、国事務連絡「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」（以下「配布希望の申出について」という。）を御確認いただき、施設・事業所ごとにお申し出いただくようお願いします。

1 配布希望の申出方法の概要

- 申出時期 令和2年8月5日（水）～当分の間
- 申出方法 メールにて申請。メール送付時には、厚生労働省ホームページに掲載されている提出様式（エクセルシート）をダウンロードし、必要事項を記載した上で添付する。
- 申込先メールアドレス maskhaifukibou@mhlw.go.jp
- 厚生労働省ホームページ（提出様式掲載場所）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html
- 電話番号 0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）
- 所要期間 申出から配布までは概ね3週間程度を要します。
- その他 マスクの配布に関して申出者の費用負担はありません。

2 配布対象施設

介護施設等（詳細については、「配布希望の申出について」別紙1「配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類」をご参照ください。）。

今回の申出から、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業所も布製マスクの配布対象となっています。詳細は令和2年8月6日付け国事務連絡「訪問看護事業所への布製マスクの配布希望の申出について」を御確認ください。

3 配布枚数・回数

配布する布製マスクは大人用のサイズとなります。また、介護施設等の職員と利用者、お1人4枚程度を目安として配布、配布希望の申出は1施設等につき1回限りです。

4 配布方法について

介護施設等に対する職員分・利用者分の具体的な配布方法については、国事務連絡「介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について」のとおり示されておりますので御確認ください。

5 その他

「介護施設等に対する布マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」（「配布希望の申出について」別紙2）が発出されておりますので併せて参考にしてください。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しておりますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)